

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）27条1項2号の規定に基づく児童福祉司指導措置決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和5年3月20日付けの指導措置決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った児童福祉司指導措置決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法又は不当であると主張している。

処分庁は、本件処分の理由を、「児童の安全確保と家庭状況の安定して暮らせるよう、保護者への指導を行うため。」としている。しかし、本件処分は、次のとおり違法であり、請求人は、精神的損害のほか、財産的損害も受けている。

- 1 一時保護の期間が2か月を超えているにもかかわらず、親権者の同意及び家庭裁判所の承認を得ず、法33条の規定に違反している。児相は、一時保護＝一時保護所に入れることであると認識し、一時保護の定義を理解していない。
- 2 請求人の子（以下「本児」という。）が母に話す内容と児相の説明内容は大きな食い違いがあり、また、事実でないことを児相の特権で強制的に受け入れさせようとし、保護者の意向を無視していることから、法26条の規定に違反している。
- 3 令和5年1月30日に本児の面談結果や今後の接し方についてアドバイスをしてもらえると連絡を受けて面談に出向いたにもかかわらず、

自分で考えて下さいと何のアドバイスも受けることもできず、また、担当職員は、請求人の転居先を訪問し、生活の様子を確認すると話したが、3か月以上経過した現在も訪問してくることはなく、さらに、電話による連絡も同年3月8日を最後に一切途絶えている。児相は指導義務を著しく怠っていることから、法26条の規定に違反している。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年11月30日	諮問
令和 5年12月22日	審議（第84回第2部会）
令和 6年 1月19日	審議（第85回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 通告・送致

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないとしている。

法25条の7第1項は、市町村は、要保護児童又は要支援児童及びその保護者に対する支援の実施状況を的確に把握するものとし、法25条1項の規定による通告を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときは、法25条の7第1項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項1号として、法27条の措置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を要すると認める者は、これを児童相談所に送致することを掲げている。

(2) 児童相談所による措置

法 26 条 1 項は、児童相談所長は、法 25 条の 7 第 1 項 1 号の規定による送致を受けた児童、その保護者について、必要があると認めたときは、法 26 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項 1 号として、法 27 条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することを掲げている。

これを受けて、法 27 条 1 項は、法 26 条 1 項 1 号の報告のあった児童について、法 27 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならないとし、同項 2 号は、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること等を規定している。

東京都においては、上記の措置を採る知事の権限は、法 32 条 1 項及び児童福祉法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号により、児童相談所長に委任されており、児童相談所長が、通告を受けた児童、送致を受けた児童及び相談に応じた児童又はその保護者について、必要があると認めたときに、法 27 条 1 項各号の措置を採るべきことになる。

(3) 児童福祉司指導

地方自治法 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である「児童相談所運営指針」（平成 2 年 3 月 5 日付児発第 133 号厚生省児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）第 4 章・第 2 節・2・(1)・ア及びイにおいて、児童福祉司指導は、複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対して行うとし、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行うとしている。

2 本件処分についての検討

- (1) 法 25 条の 7 第 1 項 1 号の規定による送致を受けた児童については法 26 条 1 項各号のいずれかの措置を採らなければならない、そのうちの 1 つとして、法 27 条の措置を要すると認める者について都道府県知事に報告することがある（法 26 条 1 項 1 号）。これを受けて、法 27 条 1 項は、報告のあった児童について採らなければならない措置の一つとして、児童又はその保護者を事務所において又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司に指導させること（2 号）を定めている（上記 1・(2)）。

(2) これを本件についてみると、請求人から本児への性的な接触又は不適切な養育若しくは身体的接触が疑われるため、その対応に専門的な判断が必要であるとして、〇〇市長から児相に対して法 25 条 7 第 1 項の規定に基づく送致があったところ、担当職員による本児に対する聴取により、請求人から過度な接触があること、本児の面前で請求人及び母のけんかが行われたこと並びに請求人の言動が本児のストレスとなっていることからすれば、本児及び保護者について法 27 条の措置を要すると認める者に当たるものであったというのが相当である。そして、処分庁が、上記の送致及び本児に対する聴取により確認された事情に対して、母及び本児が請求人と離れて暮らす判断をしたこと、請求人が本児の傷付きに理解を示し、児相の指導にも前向きに応じる姿勢であったことを踏まえて、本児の安全と安定した家庭状況を確保するため、本児の状況を確認しながら、その状況を保護者である請求人に対してフィードバックすることを目的とし、児童福祉司による指導措置を講じたことに不合理な点はない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、上記第 3・1 のとおり、一時保護の期間が 2 か月を超え、親権者の同意及び家庭裁判所の承認を得ておらず、法 33 条の規定に違反していると主張している。

しかし、一時保護とは、子どもを都道府県等が設置する一時保護施設に保護し、又は児童福祉施設等に保護を委託することとされているところ（「一時保護ガイドラインについて」平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知）、処分庁は、本児について、一時保護施設に保護したり、児童福祉施設等に保護を委託したりしていない（2・(1)）。よって、この点に係る請求人の主張は失当である。

(2) 請求人は、上記第 3・2 のとおり、本児が母に話す内容と児相の説明内容に乖離があること、児相が保護者である請求人の意向を無視して、特権で強制的に受け入れさせようとすることは、法 26 条の規定に違反していると主張している。

しかし、児童が親に対して、自身の本当の気持ちを話すとは限らず、本児が母に話す内容と児相の説明内容に齟齬があったとしても、本件処分の適法性が否定されるものではない。

また、児童福祉司指導措置は、児童相談所長が必要があると認めた

ときに（１・（２））、援助に専門的な知識・技術を要する事例に対して行われるものであり（同・（３））、保護者の意向に基づいて行われるものでもない。

（３）請求人は、その他るる主張するが、本件処分の取消理由となるものではない。

（４）以上のとおり、請求人の各主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤真理子、山口卓男、山本未来